

第87回九都県市首脳会議（WEB会議）の結果について

本日、第87回九都県市首脳会議（WEB会議）を開催しましたので、その結果について別添のとおりお知らせします。

1 日 時

令和7年4月23日（水）午後1時30分から午後3時37分まで

2 出席者	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子（一部、松本 明子副知事が代理出席）
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	川崎市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎
	横浜市長	山中 竹春（九都県市首脳会議座長）

3 結果概要

九都県市首脳会議における合意事項・決定事項は、別添「結果概要」を御覧ください。

問合せ先
相模原市 広域行政課
電話：042-769-8248

第87回九都県市首脳会議の結果概要

令和7年4月23日
九都県市首脳会議

1 首脳提案に係る合意事項等

(1) インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について

インターネット上のヘイトスピーチについては、地方公共団体の区域とは関係なく、SNSや電子掲示板等に投稿されることが後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じている。その解消に向けては、国による全国的な規模での施策が必要不可欠であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(2) 無電柱化の推進に向けた支援等について

道路の無電柱化は、防災性の向上等の観点から重要であるが、我が国における整備水準は諸外国と比較し立ち後れている。無電柱化を加速するためには、国、自治体、電線管理者が相互に協力し、各道路の状況に応じた事業手法により、それぞれが主体的・積極的に無電柱化を推進する必要があることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(3) 医療的ケア児・者への支援の充実について

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、児童については、都道府県において医療的ケア児支援センターの設置が進むなど支援体制が一定程度整えられつつあるが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には大きな課題が生じている。そこで、医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(4) 標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るための支援について

国は令和7年度末までに地方公共団体情報システムの標準化を推進しているが、多数の自治体が期限までの移行が完了しない見込みである。また、増大した移行経費や運用経費に対する国の補助は十分ではなく、加えて、標準仕様書の改版により手戻りが生じ移行遅延の一因となっている。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(5) 病院の経営危機への対応について

令和6年度の診療報酬改定率(+0.88%)は物価・賃金の上昇に見合っており、特に病院は深刻な経営危機に面している。地域の医療提供体制を守るためには、物価・賃金の上昇を迅速かつ適切に反映して診療報酬の改定を行うことや、病院が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることなどが必要であることから、九都県市として意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(6) 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について

全国の小中学校の不登校児童生徒数は令和5年度に約35万人にのぼり、過去最多となる中、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにするためには、「校内教育支援センター」や「学びの多様化学校」の設置・運営及び学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていく必要がある。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(7) 盛土規制法の規制開始について

令和4年に改正された宅地造成及び特定盛土等規制法の規制が、多くの自治体で令和7年度中に開始され、法の適正な運用が求められていることから、九都県市で共同して、法の周知徹底や運用上の事例研究などを行うこととした。

(8) 働く女性の活躍推進について

人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分以上を占める女性の力を最大限引き出していく必要がある。東京都では、あらゆる場面で女性が持てる力を発揮できるよう、様々な取組を「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)として位置づけ、日本全体に広げる取組を進めている。その第一歩として、九都県市で意見交換や気運醸成に向けた連携を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、国に対して要求を行うこととした。

なお、会議における議論を踏まえ、**別紙7**の文案から、一部修正を行うこととした。(確定次第、九都県市首脳会議ホームページへ掲載する。)

3 報告事項

(1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について

ア みどりによる地域価値の向上について

各都県市が有するみどりを活用した先進事例の収集や、現地視察会を通して、知見や課題の共有を行った。また、地域への投資を呼び込む手法やみどりを活用したエリア価値向上に向けた動きについて、現地視察会を踏まえた意見交換や専門家の助言を受け、これらの結果を報告書に取りまとめた。第 87 回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

イ 代替フロン排出削減対策の徹底について

各都県市における取組状況や課題を共有した上で、九都県市で共同して事業者及び住民に対する啓発を行った。

第 87 回九都県市首脳会議への報告をもって共同取組を終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、国への共同要望や適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

ウ 水素社会の実現に向けた取組について

国が令和 5 年に改定した「水素基本戦略」等の進捗状況を踏まえ、国に対し要望を行った。

また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。

引き続き、九都県市で連携した取組の実施に向けて、具体的な内容の検討・調整を行う。

エ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

国の「追加的対策」は令和 7 年 3 月をもって終了するが、各自治体での取組の参考とするため、令和 7 年 4 月以降に独自で実施する対策や取組について情報共有等を行う。

オ 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について

各都県市における課題や取組状況、好事例を共有するとともに、埼玉県が開発した各種支援ツールの事業者への周知など、連携して実施する取組について検討を行った。

引き続き、具体的な取組内容に関する検討を進め、円滑な価格転嫁の実現に向けて九都県市で連携した取組を実施していく。

4 座長提案に係る合意事項等

(1) 都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みの検討に向けた九都県市首脳会議の提言について

九都県市首脳会議が構成都県市の自主性・自立性を発揮して成果を重ねてきたことを改めて確認するとともに、第 33 次地方制度調査会答申で示された「東

京圏における新たな枠組み」については、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能等について分析し、その必要性について慎重に議論を行うよう、意見を取りまとめ、**別紙8**のとおり表明、提言することとした。

5 その他

(1) GREEN×EXPO 2027について

横浜市から、3月19日（水）に開催2年前を迎え、会場の主要施設の展示計画を含む最新の会場計画や、Village 出展や花・緑出展等の新たな出展内定者が発表されたこと、開催2年前を契機に制作されたPR動画についての紹介があった。

(2) SusHi Tech Tokyo 2025について

東京都から、5月8日（木）から東京ビッグサイトで開催されるスタートアップカンファレンス「SusHi Tech Tokyo2025」について紹介するとともに、是非足を運んでいただきたいとの発言があった。

(3) 東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックについて

東京都から、今年秋に東京で開催される世界陸上及びデフリンピックについて、両大会の成功に向け、引き続き九都県市の協力も得ながら気運醸成に取り組んでいきたいとの発言があった。

(4) 大宮盆栽村100周年について

さいたま市から、市内の大宮盆栽村が開村100周年を迎えること、開村100周年に係るイベント及び新たに制作されたPR動画についての紹介があった。

(5) QRコード決済を利用した被災地支援について

相模原市から、3月28日（金）から二次元コード決済を利用したデジタル募金箱による寄附金（義援金・支援金）の受付を開始したことについて紹介があった。

(6) 米国の関税措置への対応について

東京都から、今般の米国の関税措置への対応について、4月22日（火）に愛知県と共同で首相等に対し緊急要望を行ったとの報告があった。都民・県民や事業者の不安解消に向け、九都県市で連携し一緒に取り組んでいきたいとの発言があった。

6 次回は、令和7年秋、横浜市において開催する。

インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について

インターネットが他者とのコミュニケーションツールとして普及する一方で、誹謗中傷等のインターネット上の人権侵害が社会問題化している。

中でも、特定の国若しくは地域の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについては、SNSや電子掲示板等のインターネット上で行われることが後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じている。

こうした状況の中、国においては、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する国民の理解を深め、ヘイトスピーチのない社会を実現するため、相談体制の整備、教育活動及び啓発活動の実施といった基本的施策を推進することについて定めた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を平成28年6月に施行し、インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチの解消の必要性について、国民の理解を深めるための啓発活動といった各種の取組を実施しているところである。

一方、この間地方公共団体においては、地域の実情に応じ、各々可能な範囲において、啓発活動の実施や、インターネット上のヘイトスピーチの削除要請といった取組を講じているところである。

しかしながら、ヘイトスピーチ解消法には、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する具体的な規定がなく、また、どのような言動が法律上ヘイトスピーチに該当し得るかについて、地方公共団体への具体的な情報提供や国民への啓発活動が十

分とは言えないため、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止につながっていないという現状がある。

また、国は、ヘイトスピーチ解消法に基づき、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を推進するに当たり、必要な助言その他の措置を講ずる責務を有するが、インターネット上のヘイトスピーチに関しては、地方公共団体が施策を検討する際の基礎資料となり得る全国的かつ詳細な実態調査が行われていないため、地方公共団体において効果的な施策を講ずることが困難な状況にある。

インターネット上のヘイトスピーチは、地方公共団体の区域と関係なく、あらゆる場所からSNSや電子掲示板等に投稿されるとともに、それらのプラットフォームを提供する事業者は全国規模、世界規模でその事業を展開しているため、地方公共団体による取組には自ずと限界があり、その解消に向けては、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかを国が明確に示すとともに、事業者への削除要請に実効性を持たせるための法改正や制度の整備を含めた国による全国的な規模での施策が必要不可欠である。

ついては、次の事項について要望する。

- 1 インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止に向けた法改正、制度の整備等を行うこと
- 2 インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチに関する全国的かつ詳細な実態調査を実施すること
- 3 インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた実効性のある啓発活動を実施すること

令和7年 月 日

総務大臣 村 上 誠 一 郎 様

法務大臣 鈴 木 馨 祐 様

九都県市首脳会議

座 長 横 浜 市 長

埼 玉 県 知 事

千 葉 県 知 事

東 京 都 知 事

神 奈 川 県 知 事

川 崎 市 長

千 葉 市 長

さいたま市長

相 模 原 市 長

山 中 竹 春

大 野 元 裕

熊 谷 俊 人

小 池 百 合 子

黒 岩 祐 治

福 田 紀 彦

神 谷 俊 一

清 水 勇 人

本 村 賢 太 郎

無電柱化の推進に向けた支援等について

道路の無電柱化は、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から重要であり、特に令和元年9月に発生した房総半島台風や令和6年1月に発生した能登半島地震において、電柱の倒壊等とそれに伴う道路閉塞、停電や通信障害が多数生じたことで、避難、救援、復旧に支障をきたしたことから、災害が激甚化・頻発化する昨今においては、一層その必要性が高まっている。

しかしながら、我が国においては、戦後の急激な経済成長に伴い急増した電力・通信需要に対応するため、一定の法的保護のもと、電柱や架空線の整備が進められたことを背景に、無電柱化の整備水準は、欧米やアジアの主要都市と比較して大きく立ち後れている状況にある。

国においては、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を定め、「無電柱化推進計画」を策定し、占用制限や補助制度の創設、技術的支援等により、計画的な無電柱化に取り組んでいるが、より一層の推進を図るためには、更なる支援が必要である。

無電柱化の実施にあたっては、道路管理者が主体となって整備をする「電線共同溝方式」が近年、最も採用されているが、事業費が高額となり、国からの財政支援を得てもなお自治体の費用負担は大きく、事業期間も長くかかることから、大きな進捗は得られていない状況である。また、電線管理者の負担である建設負担金については、事業費の数パーセントとなっており、適正な負担となっているか精査する必要がある。

一方、電線管理者が主体となって整備をする「単独地中化方式」については、電線管理者の費用負担が「電線共同溝方式」と比較して高額になることが懸念され、ほとんど活用されていない。「単独地中化方式」は、道路事業等と併せて実施することにより、全体事業費の縮減及び事業期間の短縮が可能と考えられる方式であるが、その促進にあたっては、電線管理者が懸念する費用負担を軽減する必要がある。

無電柱化を加速するためには、国、自治体、電線管理者が相互に協力し、各道路の状況に応じた事業手法により、それぞれが主体的・積極的に無電柱化を推進する必要がある。

とりわけ、人口及びインフラ施設の密集する首都圏においては、災害発生時の被害が甚大かつ広範となると想定され、無電柱化の推進は急務であることから、次の事項を要望する。

- 1 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるよう見直しを行うこと。
- 3 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。

令和7年 月 日

国土交通大臣 中 野 洋 昌 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

医療的ケア児・者への支援の充実について

医療技術の進歩により医療的ケア児・者が増加している中、医療的ケア児・者の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められている。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、児童については、都道府県において医療的ケア児支援センターの設置が進むなど支援体制が一定程度整えられつつあるが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には大きな課題が生じている。

学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。

また、医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。

こうしたことから、医療的ケア者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく医療的ケア者への福祉サービス等の一層の拡充について、以下の2点を要望する。

- 1 いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。
- 2 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。

令和7年 月 日

厚生労働大臣

福岡資麿様

九都県市首脳会議

座長 横浜市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

川崎市市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

山中竹春

大野元裕

熊谷俊人

小池百合子

黒岩祐治

福田紀彦

神谷俊一

清水勇人

本村賢太郎

標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び 移行後の継続的な運用を図るための支援について

我が国の人口は既にピークを迎え、現在は減少の一途を辿っている。特に、2040年頃には、生産年齢人口の減少により各行政分野で人手不足及び税収減という極めて大きな課題に直面することが見込まれる。

持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくためには、地方自治体の業務の在り方の見直しやデジタル化の推進が求められており、国は、国・地方に共通して活用可能な基盤やツールの提供、インフラの整備を進めている。九都県市は日本全体の約3割の人口を擁し、政治経済の中心をなす大都市圏域であることから、こうした取組が、九都県市で円滑に推進されることが肝要と考える。

こうした中、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方自治体における主要20業務の情報システムについて、令和7年度末を目途に標準準拠システムへ移行する方針が示された。これに伴って、デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)が創設され、対象となるシステムの移行費用については、原則としてガバメントクラウド環境へ移行する場合に補助対象となったことから、地方自治体は、システム開発事業者の標準化対応版のリリースを待つ形で標準化移行を開始した。

しかしながら、全国一斉に短期間での移行となったことから、一部事業者の撤退や事業者のリソースのひっ迫が生じ、令和7年1月末時点で、全ての指定都市及び一部府県を含む全国544団体、2,989システムが令和7年度末までの移行が不可能となり、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」となっている。また、標準準拠システムへの移行費用については、当初の予定額を大幅に上回るなど、特に指定都市のような規模の大きな市においては財政負担が過大となっている。このような状況に対して、国は、デジタル基盤改革支援補助金を令和5年

度補正予算及び令和 6 年度補正予算により増額したことにより、地方自治体の一般財源の負担は軽減されたものの、未だ見積もった移行経費との乖離が大きい。

加えて、国は標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等を標準化移行前の平成 30 年度比で少なくとも 3 割の削減を目指すとしていたが、結果として従前の運用経費等を上回る自治体が多い。こうした中、ガバメントクラウド利用料に対する令和 7 年度普通交付税による措置も含めてもなお増大することとなる全体の運用経費等に係る自治体の負担について十分な補助を継続的に受けられるかは不透明である。

さらに、導入作業に当たっては、標準化対象システムの標準仕様書が複数回改版され、中にはシステム開発工程の初期である要件定義へ手戻りが生じていることも課題となっており、事業者及び地方自治体の業務負担の増大、ひいては移行遅延につながっている。

そこで、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るため、以下の 3 点を要望する。

- 1 デジタル基盤改革支援補助金について、移行完了までの経費全額が補助対象となるよう、早急に補助上限額を見直すこと。
- 2 移行後のガバメントクラウド利用料を含む運用経費について、国の基本方針に掲げる目標の達成に向け、普通交付税の交付・不交付に関わらず十分な財政支援を行うこと。
- 3 仕様書の改版に当たっては、各自治体の移行状況を把握し、システム開発に手戻りが生じないように仕様書を改版するよう努めること。また、万が一改版が生ずる場合には、各自治体における手戻りへの対応に要する期間も考慮し、通常想定されている改版から適合基準日までの期間を

延長するなど、標準仕様書の改版が標準化移行の障害とならないよう十分に配慮すること。

令和7年 月 日

デジタル大臣
総務大臣

平 将 明 様
村 上 誠一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

病院の経営危機への対応について

長期化する物価や人件費の高騰の中で、医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行い、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。特に、入院医療機関である病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、物価・賃金の上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないと、経営に与える影響が非常に大きい。

とりわけ、一都三県の物価水準は総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、いずれも全国平均以上となっており、都市部の病院への影響は甚大なものである。

令和6年度の診療報酬改定率（+0.88%）は物価・賃金の上昇に見合っておらず、3病院団体（日本病院協会、全日本病院協会、日本医療法人協会）が実施した病院経営定期調査によれば、令和6年度診療報酬改定前後の医業利益率は改定前がマイナス7.5%、改定後がマイナス9.8%と危機的な状況に陥っており、救急医療を担う急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。

こうしたことを背景に、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、令和7年4月には、入院時の食事基準額は一食当たり20円の引上げが行われるが、この引上げについては、関係団体から不十分との声がある。本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めることが必要である。

また、医療法人は、収益業務の実施が制限されているため、診療報酬が経営に与える影響が非常に大きく、各医療機関の創意工夫による経営改善にも限界がある。附帯業務として実施できる事業の拡大など、規制を緩和し、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることも必要である。

については、地域の医療提供体制を守るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。
- 2 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。
- 4 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。

令和7年 月 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

九都県市首脳会議

座長 横浜市 長

山中 竹 春

埼玉県 知事

大野 元 裕

千葉県 知事

熊谷 俊 人

東京都 知事

小池 百合子

神奈川県 知事

黒岩 祐 治

川崎市 長

福田 紀 彦

千葉市 長

神谷 俊 一

さいたま市 長

清水 勇 人

相模原市 長

本村 賢 太 郎

不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について

国は、「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）」を策定し、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする取組を実施しているところである。しかしながら依然として、令和5年度における全国の小中学校の不登校児童生徒数は約35万人と過去最多の状況にある。

こうした中、校内教育支援センターについては、すでに多くの地方公共団体において設置されているが、とりわけ学校内や家庭内で様々な課題を抱える児童生徒への対応には高度な支援スキルが求められることから、在籍校の教職員が指導等に当たっている地方公共団体が複数ある。しかしながら、国の「校内教育支援センター支援員の配置事業」では、在籍校の教職員が指導等に当たる場合は補助対象となっていないほか、補助対象となるのは支援員の配置から3年以内とされている。

また、学びの多様化学校については、国が令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置を目指しているが、58校の設置に留まっている状況である。学びの多様化学校は、通学児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況に鑑みて特別な教育課程を編成できる利点がある一方、「分教室型及び分校型は母体となる本校と同一校種の同じ敷地内に原則設置できない」とする校種要件や、入学を希望する児童生徒は例外なく学びの多様化学校へ転校しなければならない転籍要件などがあることから、設置場所の確保や通学児童生徒が居住する地域とのつながりが希薄になるなどの課題がある。また、学びの多様化学校は様々な課題を抱える児童生徒を受け入れる場所であるが、「学校型」として単独設置した場合、配置される教職員は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数が適用され、特別支援学級のような手厚い人員配置になっていない。このような状況から全国的にも設置が進んでいない状況にある。

加えて、学校や地域社会とつながりを持てない児童生徒がいるため、学校外の地域資源と連携し、児童生徒の居場所を確保していく必要があるが、国の「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」はモデル事業であり、今後の状況は不透明である。

については、次のとおり国に対し要望する。

- 1 校内教育支援センターについて、在籍校の教職員が指導等に当たり、その教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう「校内教育支援センター支援員の配置事業」を拡充するとともに、補助年限を撤廃すること。または、校内教育支援センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付けること。
- 2 学びの多様化学校について、地方公共団体によって設置及び運営が弾力的に行えるよう、「学びの多様化学校設置促進事業」における校種要件や転籍要件を緩和するとともに、「学校型」の学びの多様化学校の教職員定数については、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること。
- 3 地域資源と連携し、学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていくため、「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」について、成果を検証し、事業の継続や好事例の全国展開といった必要な対応を行うこと。

令和7年 月 日

文部科学大臣 あ べ 俊 子 様
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）
三 原 じゅん子 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

地方分権改革の実現に向けた要求（案）

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。政府は「地方創生 2.0」を起動したが、「都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会」を創るためにも、地方分権改革を地方創生と共に推進することが必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

高齢化・人口減少が急速に進む中で、地域における住民サービスを維持していくためには、地方行政の生産性を向上させることが必須であることから、行政運営における効率化を図るために、過度の規制などを徹底的に解消すること。

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、真の分権型社会の実現には程遠く、いまだ不十分であることから、地方分権改革の原点に改めて立ち返り、

国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

その上で、持続可能な行政運営のために、地方が自らの権限と工夫で取り組みを行う必要性が高まっていることから、個々の地方自治体の発意を十分に考慮すること。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

また、地方が強く求めてきたハローワークに関する事務などの移譲についても、地方の実情や意見を十分に踏まえ、優先的に取り組むこと。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

人口減少社会において地方行政の生産性の向上が求められる中で、国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在している。

今後、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定を設け、又は通知を発出することは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」を踏まえ、意思決定の表現の形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画を統廃合するなどの見直しを行い、地方の計画策定の最適化や負担の適正化に資するよう取り組むこと。

さらに、既存の計画策定等に関しても、国は地方からの提案を待つことなく、本ナビゲーション・ガイドに沿って、自ら積極的に法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能にするといった見直しを行うこと。

なお、法令等の見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するた

めに必要な財源保障を行うこと。

新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業が増加しているため、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、新たな義務付け・枠付けは設けない、手続きや判断基準等は条例に委任するといった「義務付け・枠付けに関する立法の原則」に沿ったものとする。あわせて、法案の立案段階でこの原則をチェックする手続きを確立すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。

また、提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。さらに、これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたものも多く含まれていることから、提案主体の提案内容を最大限に尊重してその実現に取り組むとともに、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、提案募集方式の実施から 10 年が経過し、地方を取り巻く社会・経済の状況が変化している中で、今後の地方分権改革を一層推進する観点から、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進

に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。そのため、「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体が、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしていることを踏ま

え、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

ウ 子ども関連施策に係る地方財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。全国一律で行うべき施策については、居住地や保護者等の所得によって差が生じないよう、国の責任と財源において実施する必要がある。

具体的には、子どもに対する医療費助成制度の創設や学校給食費の無償化、高等学校及び高等教育の授業料の無償化について、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において実施すること。

とりわけ、授業料の無償化にあたっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

あわせて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

エ 物価高及び人件費の増加に係る財政措置

物価高は全国的な課題であり、都道府県単位の対応には限界があることから、追加の対策に当たっては、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。あわせて、一過性の支援をするだけでなく、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続するような支援を行うこと。

その場合、物価高により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、地方交付税や国庫補助金等の内容に反映させるとともに、地方が国の対策を補完し、地域の実情に応じて必要な支援に取り組めるよう、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

加えて、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国が定めたやり方を実質的に強いるようなことはせず、その活用に関する地方の裁量を尊重すること。

さらに、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、物価高により今なお厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の早急な改定など、全国一律の対応を講じるとともに、公定価格の設定について、今後の物価高に適切に対応できる仕組みを導入すること。

また、人件費の増加への影響に伴う財源については、国の責任において所要の財源を引き続き確実に確保すること。令和6年の人事院勧告は令和5年の大幅な引き上げ改定をさらに大きく上回って引き上げられ、令和7年度の地方財政対策においても7年度の給与改善費が財政措置されるなど、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれていることを踏まえ、会計年度任用職員も合わせた必要な人件費財源を適切に確保すること。

加えて、依然として課題になっている教員の働き方改革に関しては、教職調整額の見直しについても引き続き議論されており、2025年度から30年度にかけて段階的に10%に引き上げる方針が決められ、令和8年1月から約50年ぶりに引き上げられることが決定した。これらの見直しが行われる場合の地方の負担増に留意し、不交付団体も含めた全ての自治体に対し、必要な財政措置を行うこと。

オ 防災・減災に係る財源の確保

高度経済成長期の昭和40年代から集中的に整備された道路、上下水道などのインフラが一斉に老朽化による更新時期を迎えている中で、平時においても住民生活や生命にも関わる深刻な影響を及ぼす事故が発生しており、今後、全国のどこでも起こりうるとされている。また、「令和6年能登半島地震」では、多くの尊い命が奪われるとともに、インフラへの甚大な被害により、被災地の復旧・復興に時間を要することとなった。首都直下地震の今後30年間における発生確率が70%程度と言われている中で、住民の生命や財産を守り、災害に強い都市を作るためにも防災・減災対策や老朽化対策の取組を強化する必要がある。

令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。今後、大規模な地震や風水害、火山噴火などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

各地方自治体がこのような災害に対して取組を推進することは、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

地方自治体が、地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために、必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

特に、下水道施設については、給水の停止が見込める水道施設と異なる上、流域下水道では大規模管渠の更新も図られた実績がないなどの課題がある。そのため、大規模・広域的な下水道システムの改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むこと。また、部分的な管路の修繕を新たに国の交付対象とするとともに、処理場、ポンプ場の改築更新について交付の重点化・個別化を図ること。さらに、令和9年度以降はウォーターP

ＰＰを導入決定していなければ、污水管の改築に対して交付金が充てられないこととなっているが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この条件の適用を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

カ 地方交付税措置のある地方債の期間延長等

激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化、脱炭素化など各地方自治体が直面する多様な課題に対応するために創設された地方債である緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び脱炭素化推進事業債については、令和７年度から８年度にかけて制度終了の期限として予定されている。

これらの地方債は、将来世代にわたる必要な投資と地方財政の健全な運営を両立していくための有効な財源として、各地方自治体において広く活用されているところである。

各地方自治体では、引き続き、こうした多様な課題に取り組む必要がある中、これらの地方債が全て予定どおりに終了した場合、財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的にやっていくことが困難となる。

については、令和７年度から８年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のあるこれらの地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

キ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成２５年３月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的

に見直すこと。

ク 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

令和7年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税については、国・地方を通じた安定的な財源を確保していくことを前提に、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされている。

また、車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税收中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討することとされている。

燃料課税の暫定税率を含む自動車関係諸税の見直しに当たっては、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税收は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税收が安定的に確保できるようにすること。

ケ 固定資産税の安定的確保

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、固定資産の保有と地方自治体が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置の早期見直しを図ること。

さらに、中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例については、令和7年度税制改正において、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、その適用期限を2年に限り延長することとされたが、このような経済対策に対する軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきであり、制度

の安易な延長は行わないこと。

加えて、固定資産税の新築住宅減額について、令和7年度与党税制改正大綱において、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討するとされたが、空き家の増加や脱炭素社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

コ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

森林環境税については、円滑な徴収を確保するためにも、森林環境譲与税が一層有効に活用されるような方策を検討すること。

また、都市部の住民にも負担を求めることから、その活用については、木材利用の拡大や森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、予算規模を拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を図ること。

また、「脱炭素化推進事業債」については、対象事業を拡大し、事業期間を延長するなど、地方自治体が創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業を引き続き支援すること。

なお、「炭素に対する賦課金」等のカーボンプライシングについては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

サ 個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しにより、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来することがないように、地方交付税も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。

このうち、特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方自治体の意見も踏まえながら丁寧な議論を行うべきである。

また、各種控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

シ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行

制度を堅持すること。

ス ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和6年6月28日付けで総務省告示が改正され、募集適正基準や地場産品基準の厳格化などの見直しがされたところであるが、今後もより多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることや、寄附金を集めるためには、返礼品や大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることなどの課題が依然として残っている。このため、特例控除額に定額の上限設定をすることや、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引下げ等により、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう更なる見直しを行うこと。

創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

セ 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

ソ 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化及びキャッシュレス化を一層推進していく必要がある。

令和7年度税制改正においては、地方税の更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAXを経由して電子的に副本を送付する仕組みを導入することとされた。

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、「地方公共団

体システム標準化基本方針」において示されているとおり、一部の機能については移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることや令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムへの積極的な支援を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見に基づいた確実な移行経費の支援を行うこと。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を引き続き検討するとともにeLTAXを通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。また、令和5年1月に新規稼働した軽自動車税のワンストップサービスについても、利用率の伸び悩みが見られることから、原因の分析及び対策の実施を図ること。

タ 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税の継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るため、各地方自治体は分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要がある。他方、地方自治体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を与えないよう、一般財源である地方たばこ税制度を堅持すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

また、そもそも地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるものであるが、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、地方税の国税化を総額不足の実質的な補填のためにすべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。また、社会経済情勢の変化を踏

まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、減資や組織再編の動向への対応も含めて、引き続き検討すること。なお、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

ウ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

エ 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

オ 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、令和7年度与党税制改正大綱において、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされている。

検討に当たっては、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方に課税権が認められる部分を含め検討すること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分について国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

（３）地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に

明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、社会保障関係費の増大、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保などのために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債制度の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、7度目の延長期限である令和4年度で廃止されることなく、令和7年度まで延長された。

令和7年度の地方財政計画では、制度創設以来、臨時財政対策債の新規発行額が初めてゼロとなったが、年収の壁見直しによる税収減・歳出増の影響や、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加等、今後も地方財源の不足が生じることが想定される。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、令和8年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。

また、廃止にあたっては、その工程を明らかにすること。

加えて、過去に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債制度を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和7年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂 様

九都県市首脳会議

座長	横 浜 市 長	山 中	竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野	元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷	俊 人
	東 京 都 知 事	小 池	百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩	祐 治
	川 崎 市 長	福 田	紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷	俊 一
	さいたま市長	清 水	勇 人
	相 模 原 市 長	本 村	賢 太 郎

地方分権改革の実現に向けた要求【主な説明項目】

令和 7 年●月●日 九都県市首脳会議

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。政府は「地方創生 2 . 0」を起動したが、「都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会」を創るためにも、地方分権改革を地方創生と共に推進することが必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

「提案募集方式」に基づく改革の推進

地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。

また、提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。さらに、これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたものも多く含まれていることから、提案主体の提案内容を最大限に尊重してその実現に取り組むとともに、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、提案募集方式の実施から10年が経過し、地方を取り巻く社会・経済の状況が変化している中で、今後の地方分権改革を一層推進する観点から、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関すること提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

【Ⅰ（3） 3 頁】

自動車関係諸税の課税のあり方を見直しにおける地方税財源の確保

令和 7 年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税については、国・地方を通じた安定的な財源を確保していくことを前提に、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされている。

また、車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税收中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討することとされている。

燃料課税の暫定税率を含む自動車関係諸税の見直しに当たっては、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税收は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税收が安定的に確保できるようにすること。

【Ⅱ（1）ク 7 頁】

個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等を見直しにより、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。

このうち、特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方自治体の意見も踏まえながら丁寧な議論を行うべきである。

また、各種控除等を見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じること配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

【Ⅱ（1）サ 9 頁】

地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税收の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税收減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、社会保障関係費の増大、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保などのために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

【Ⅱ（3）ア 12 頁】

都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みの検討に向けた 九都県市首脳会議の提言について

令和 5 年 12 月に出された第 33 次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への大都市圏の対応として「各都府県がそれぞれ対応するのではなく、圏域として一体的な対応を行うことが求められる場合がある」としている。「特に、東京圏については、九都県市首脳会議による広域的な調整の枠組みが設けられているが、他の大都市圏と比べても人口規模が突出しており、都県域を超えた観点からの調整によって圏域で更なる一体的な対応を行う必要性が高い」とし、「例えば、関西圏における関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組み、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み、あるいは、都県等と国とが協議により調整を行う枠組みが考えられ、このような仕組みは、平時から設け、体制の構築とともに運用の実効性を確保しておくことが必要」とした。

また、令和 6 年 12 月には、総務省が『大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ』を設置し、三大都市圏における都道府県の区域を超えた圏域単位での対応等、大都市圏における広域的な課題への対応方策などについて、検討を進めている。

さらに、令和 7 年 1 月の石破内閣総理大臣施政方針演説では、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を強力に推進することを掲げ、必要な制度改革を進め、自治体同士の広域連携を抜本的に強化するとされた。

九都県市首脳会議は、全国人口の約 3 割を擁し我が国の政治、経済、文化の中心となる九都県市の多様な広域的課題について、長年にわたり協調して対応してきた。

例えば、環境問題では、平成 15 年 10 月から取り組んでいるディーゼル車規制による九都県市の大気環境の大幅改善を始め、東京湾の水質改善への取組や温暖化対策の普及啓発、都市緑化の推進、防災対策では、災害時の相互支援に関する協定の締結や、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生を見据え

た累計 45 回にわたる広域応援・受援訓練等の合同実施、さらに、福島県や能登半島の震災復興支援、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に向けた共同宣言、圏域の発展に資する国への要望等、様々な活動を行っている。

さらに、令和 6 年度の国において税制改正が議論されていた際には、定額減税実施に際しての地方行財政への配慮について、いち早く意見を取りまとめ、国に要望するなど、我が国全体をけん引する役割と責任も果たしてきた。引き続き、2040 年問題やその先の将来を見据えた議論を行っていく。

また、第 33 次地方制度調査会答申で示された「国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み」については、これまでの地方分権改革の趣旨を踏まえたものでなければならない。

そこで、次のとおり表明するとともに、国に対して提言する。

- 1 九都県市首脳会議は、首脳間の議論を通じた合意形成に基づき、首脳のリーダーシップにより長年にわたり協調し、様々な成果を重ねてきた。今後も、より深刻化する将来的な広域的課題に、構成都市の自主性・自立性を発揮し、引き続き対応していくことを表明する。
- 2 大規模な災害や感染症のまん延等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に対応するため、「新たな枠組み」を検討する場合には、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

令和7年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎 様

九都県市首脳会議

座長 横 浜 市 長
埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長
相 模 原 市 長

山 中 竹 春
大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人
本 村 賢 太 郎